

国保財政健全化計画(赤字削減・解消計画)について

- 国民健康保険の制度改革により、平成30年度から都道府県は、区市町村と共に国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされた。
区市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料(税)率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされている。
- 制度改革の大きな目的として、一般会計から国民健康保険特別会計への法定外一般会計繰入金削減がある。
- 東京都国民健康保険運営方針において、法定外一般会計繰入金をおこなっている区市町村は、国保財政健全化計画(赤字削減・解消計画)を策定することとなっている。
- 区市町村は、急激な保険料(税)率引上げにより、被保険者に大きな影響を与えることのないよう、区市町村それぞれの状況等を勘案し、医療費適正化や収率向上の取組を進めるとともに、計画的に保険料(税)率の見直しを図る。